

古典期アテナイの住民と名誉をめぐる社会規範

——墓碑における戦士の表現に注目して——

篠原道法

はじめに

前4世紀以降のアテナイにおいて、それまで平等性に対する配慮からほとんど行われることはなかった市民に対する顕彰やその内容を刻んだ顕彰碑文が散見されるようになり、特に世紀後半からその数が急増すること¹⁾、また同時期には名誉心を示す語であるフィロティミアが再評価されるようになる事実²⁾が象徴するように、前5世紀と比べて名誉に対する考え方が大きく変化した。それではアテナイ住民は個人として、徐々にその姿を現しつつあった名誉をめぐる新しい社会規範にどのように向き合い、あるいはその形成に関与したのだろうか。本稿では、墓碑を資料としてこの問題について検討する。

第1章 墓碑をめぐる研究動向

墓碑は、初めてその姿を現したアルカイック期から、アテナイ社会における名誉をめぐる問題と深く関わっていた。以下では、アッティカの墓碑の歴史とそれに関する研究史をまとめる中で、本稿の考察の方向性を示したい。

青年像やスフィンクス像などと共に、浮彫などで被葬者をアスリートや戦士として表現する豪華な墓碑が、アルカイック期の墓地を彩っていた。ところが前6世紀末から、墓碑は次第にその姿を消す。前6/5世紀の世紀転換には浮彫などの装飾を伴う墓碑が、そして前5世紀前半には装飾を伴わないシンプルな墓碑さえもほとんど見られなくなるのである。一般にこの現象の背景として、アテナイにおける民主政の進展が想定される。それによれば、豪華な装飾を伴う墓碑は富裕層のステータス・シンボルとして機能していたため、社会が平等主義へと向かう中で、墓碑を墓地に設置する行為に対して次第に規制がかかるようになり、また設置者自身もこうした行為を自制するに至ったという³⁾。クレイステネスが一連の改革を行った前6世紀末には市民間の平等性が強く意識されていたとは考え難いこと⁴⁾を踏まえるならばこの現象を平等性に対する意識の高まりを象徴するものとして単純に理解し得ないものの、少なくとも墓地が富裕層による富と名誉の顕示の場として機能しなくなっていたことを物語っているとは見なすことができよう。

ところが、以上のように前5世紀前半までに一旦消滅した墓碑は、世紀中葉から再び登場する。前5世紀中葉にシンプルな墓碑が散見されるようになることを皮切りに、世紀後半から浮彫などの装飾を伴う墓碑の設置も本格的に再開されて⁵⁾、前5/4世紀の世紀転換期から前4世紀末にかけて墓碑の数は急増する。それでは、何ゆえに墓碑はその姿を再び現すに至り、またこの現象は当時のアテナイ社会の中でどのような意味を持っていたのだろうか。

この問いに対しては、これまでにしばしば市民権との関連で回答が試みられてきた。例えば Meyer は、アッティカの墓碑について包括的な研究を行った論文において、前 431 年に始まったペロポネソス戦争時に籠城作戦が採用される中で、市民が本来住んでいた場所から離れざるを得なかった事実や、国葬を通じてそれに与る誉は市民のポリスへの奉仕の見返りである点が繰り返し強調されたことなどが、市民権や市民としての役割について真剣に考える契機となり、墓碑によって個人を記念するという慣行の再登場を促したと指摘する⁶⁾。そして前 4 世紀については、ペロポネソス戦争中に母方がアテナイ人ではなくても良いとするような形で一時的に緩和されていた市民権の要件が、戦後のペリクレスの市民権法の再制定により厳格になった点に注目し、前 5 世紀末から登場した所属デモス（区）名（デモティコン）—それが市民である証となった—を冠する名前を刻んだ墓碑が前 4 世紀に増加する現象を、この流れの中で理解している⁷⁾。つまり墓碑が、市民のアイデンティティの表明・確認の場として機能していたというのである。

また Osborne は、再び登場した墓碑には「理想的な姿」をした女性が頻繁に登場する点に注目している。彼は、この現象は「市民である者は両親ともにアテナイ人である者に限る」と規定するペリクレスの市民権法（前 451/0 年成立）によって、市民権の決定の際に母親が果たす役割が強く意識されるようになった帰結であると指摘している⁸⁾。

市民権と墓碑の関係については、Bergemann がさらに興味深い見解を示している。彼によれば、墓碑に描かれている人々の姿は、被葬者やその縁者に関する何らかの実際の出来事ではなく、市民として求められる活動の一場面を表したものである。例えば戦士像は、被葬者が戦死したというよりも、被葬者もしくはその家族が市民として従軍の義務を果たしたことを表現しているに過ぎず、また老人と若者が描かれている場合には、亡くなった老人に対する哀悼の意というよりは、若い世代が市民の義務として彼／彼女の面倒をしっかりと見たという意志の表明であるとする⁹⁾。

以上のような、墓碑の再登場という現象と市民権を関連付ける研究にはどれほどの妥当性があるのだろうか。Meyer が主張するように、デモス名を冠する名前が記された墓碑が市民の ID として機能したことは容易に想像される。また社会から求められる市民のあるべき姿が墓碑に表現されていたとする Osborne や Bergemann の見解についても、一定の妥当性があると思われる。というのも、市民がアルコン職の資格審査に際して従軍の有無や両親の面倒を見ていたかなどを問われていた事実を踏まえるならば¹⁰⁾、墓碑が市民としての義務の履行を表明する一言うなれば、市民権の実質化の一契機の一つとして利用された可能性も十分にあるからである。

しかしながら、墓碑と市民権の関連性に言及する見解には疑問に感じる点もある。まずは、市民が社会から求められるもの—市民としての ID—のみを墓碑に表現したと考えてよいのかという点である。Closterman が墓域（ペリボロス）における埋葬とモニュメントの関係性についての分析を通じて明らかにしているように墓碑に刻まれる名は選択がされており¹¹⁾、墓域は選択的な家族関係の表明の場であったことが推測される。つまり被葬者の縁者の個人的な想いが、墓碑自体に介入しているのである。そうであるとするならば、再登場した墓碑が、市民としての ID と同時に、一旦はその消滅と共に失ったステータス・シンボルとしての機能を果たした可能性も十分にあるろう。

これに関連して注目したいのが、豪華な墓碑やそれらを伴う墓域の登場を、平等主義に対する富裕層の反発として読み解く研究者の見解である。例えば Stears は、ラディカル・デモクラシーの優勢が、一部のエリート（富裕）層を、豪華な墓碑の墓域への設置を通じて自らを民衆と区別しようとする試みへと導いた可能性を指摘している¹²⁾。また馬場は、前 6、5 世紀の墓碑の分析を中心とし

て、民主政の平等主義の理念を背景とした「墓の贅沢」に対する自己規制が前5世紀末には弱まっていたことを指摘したうえで、前4世紀について、「墓の贅沢」という形での富裕者層による富の誇示が増幅の一路をたどったことや、官職の保持などを誇る墓碑銘の登場は、富裕市民の新しい価値観の反映であったという見通しを示している¹³⁾。

これらの研究は、アテナイ住民—とりわけ、その内の富裕層—にとって、再び姿を現した墓碑が、そのステータス・シンボルとしての機能に基づき、社会に向けて自らの想いをアピールする契機の一つとなっていた可能性を示している。「はじめに」で述べたように、前4世紀には個人の名誉を積極的に評価する方向へと社会規範のあり方が変化しつつあった。Stearsや馬場、とりわけ後者がその存在を指摘するような「墓の贅沢」から窺がえる富裕層の新しい価値観は、前4世紀に徐々に形成されつつあったこの新しい社会規範と相互に深く関係していたと考えることはできないだろうか。墓碑の具体的な内容を分析し、それを社会的名誉に関して証言する他の史料と照らし合わせることで、当時の名誉をめぐる社会規範にアテナイ住民がどのように関わったのか、その一端を明らかにすることは十分可能であるように思われる。

次に墓碑と市民権の関連性について言及する諸研究の問題点として、その議論の性格上、墓碑が持つ社会的意義について考察する際に、アテナイ社会におけるメトイコイ（居留外国人）などの外国人の存在は十分に考慮されていない点が挙げられる。例えばMeyerは、通常、外国人墓碑の銘文において被葬者は「メトイコイ」やアテナイを拠点に活動する「クセノイ（外国人、よそ者）」ではなく、あくまで「出身地のコミュニティのメンバー」と記されていた事実を踏まえて、彼らと市民との間の違いを強調する¹⁴⁾。またBergemannは、市民との間で浮彫の選択に比較的違いが見られないことを指摘し、その理由については、メトイコイや奴隷は基本的に埋葬の文脈において市民のやり方を模倣することを求めていたからだとしている¹⁵⁾。このように外国人は、共同体の枠から外れた存在、もしくは社会の副次的存在として扱われている。

一方で馬場は、これらと一線を画する見解を示している。彼は、戦没者に関する墓碑の数を時期別にまとめた統計を踏まえて、メトイコイが前5世紀後半における「墓の贅沢」の再開の一翼を担っていたことを指摘している¹⁶⁾。名誉をめぐる価値観、社会規範の変貌にメトイコイが関与した可能性を彼が示している点は非常に興味深い。著者は以前に、主にフェニキア人の墓碑の検討を通じて、前4世紀以降における、アテナイを拠点とした外国人による社会への取捨選択的な同化の態度について明らかにした¹⁷⁾。この点を踏まえるならば、メトイコイを、単純に共同体の枠から外れた存在もしくは副次的存在ではなく、アテナイに生きる者として捉えて、上述の馬場が指摘するような可能性も含めて、彼らが住民として名誉をめぐる社会規範にいかに関わったのかについて考える価値は十分にあるように思われる。

以上の点を踏まえて、本稿は、墓碑の分析を通じて社会的名誉に対する外国人を含むアテナイ住民の態度について検討することを目的とする。これにより、前4世紀以降における名誉をめぐる社会規範の実像に迫りたい。なお本稿では、分析に際して戦士の表現に焦点を当てることにする。これはアスリートと共にアルカイック期に死者を記念する典型的な表現であり、前5世紀後半に浮彫などの装飾を伴う墓碑が復活した後にも、多数の事例が確認される。元々ステータス・シンボルとして用いられたこの表現が、再び墓碑が登場した後にどのような扱いを受けたのかを検討することは、名誉をめぐる社会規範にアテナイ住民がどのように向き合ったのかという本稿の問いに対する回答を得るための一助となろう。

第2章 トリコス区民デクシレオスの墓碑

1 デクシレオスの肖像

戦士の表現を伴う墓碑について分析するに当たり、本稿において象徴的な事例として取り上げたいのがトリコス区民デクシレオスの墓碑である。まずは彼について、関連資料に基づき紹介することから始めよう。

彼はトリコス区民リュサニアス (I) の息子として前 414/3 年に生まれた。デクシレオスが生を受けた家は裕福であり、例えば彼の四人兄弟の一人リュシストラトス (I) は前 356 年頃に同じデモスに属するマンティアスに墓の造営のために 1000 ドラクマを貸し付け¹⁸⁾、また前 4 世紀中葉にはリュシストラトス (I) の息子リュサニアス (III) が他の役職者と共同で像を奉納している¹⁹⁾。デクシレオス自身も富裕市民の一族の者として、アテナイがコリントスやテバイなどと手を結び、反スパルタを掲げてスパルタ側と戦ったコリントス戦争 (前 395 – 前 387 年) に騎兵として従軍している。

不幸なことに彼は、開戦後間もない前 394/3 年に他の騎兵と共に戦死した。彼らは中心市の北西に位置するケラメイコスのディピュロン門から北西に広がる地域に設けられた国葬墓地に埋葬され、頭頂部にアンセミオン文様の装飾を伴い、現存しないものの下部におそらくは騎兵が敵方の歩兵を打ち倒すシーンを描いた浮彫を伴っていたと思われる戦没者リストのモニュメントにより記念された (図 1)²⁰⁾。

このようなポリスによる弔いと並行して、彼の家族も私的にデクシレオスを追悼している。彼らはケラメイコスの国葬墓地の南側の、現在「お墓通り (Street of the Tombs)」の名で呼ばれている道沿いに所有していた土地に自分たちの墓域を造営し、その最奥部に彼の墓碑を設置した (図 2)。墓碑には騎兵が敵方の歩兵を打ち倒すシーンを描いた浮彫が施されており、その下部には彼が前 5 世紀後半の末に生まれてコリントス戦争で戦死したことが銘文として刻まれた²¹⁾。墓碑の設置以外にも、デクシレオスを記念するために赤絵式のワイン用ジャグなどが供物として捧げられた。ワイン



図 1 : Clairmont によるコリントス戦争戦没者リストのモニュメントの復元 (出典: CAT 2.131 (Pl.))



図 2 : デクシレオス一族の墓域 (ケラメイコス遺跡: 著者撮影)

用ジャグに描写されているのは、前6世紀末に僭主ヒッパルコスを殺したことで後に英雄として崇拝されたアリストゲイトンとハルモディオスを題材とした「僭主殺害者」の像である²²⁾。

なお、その後もこの墓域は継続して使用されており、デクシレオスを含めて三世代の家族の墓碑が彼の墓碑を中心として設置されている²³⁾。

2 デクシレオスの家族の想い

以上が、デクシレオスの誕生から、コリントス戦争で戦死して埋葬・供養を彼が受けるまでの経緯である。それではデクシレオスの墓碑からは、彼の家族の社会に向けたどのような想いを読み取ることができるだろうか。この問題について考える際に重要なことは、デクシレオスの墓碑に生没年を刻んだ銘文と騎兵像の浮彫が付属している事実である。

まず生没年について検討する。生没年を記している事例は、少なくとも古典期までのアテナイではほとんどなく、この点でデクシレオスの墓碑は稀有な事例である。実際の墓碑銘は以下のとおりである。

デクシレオス、リュサニアスの息子、トリコス区民。
 テイサンドロスがアルコンの年（前414/3年）に生まれ、
 エウブロス〔がアルコン〕の年（前394/3年）に死んだ。
 コリントスにて、5人の騎兵の1人として²⁴⁾。

それでは、何ゆえにこのように、通例に反して生没年が明記されているのだろうか。この意味を読み解くためには、前5/4世紀の世紀転換期アテナイの政情を把握する必要がある。ギリシアでの覇権をスパルタと争ったペロポネソス戦争は前404年にアテナイの敗北という形で幕を閉じる。終戦後アテナイでは、スパルタの支持下で「三十人」と呼ばれる市民たちによる寡頭政権、三十人僭主政が始まった。三十人僭主政は恐怖政治を敷いたため、市民トラシュブロスを中心とした民衆派が反旗を翻し、最終的には民衆派が勝利して前403年に民主政が復活する。復活民主政下において「三十人」とその支持層と見なされた富裕層は憎悪の対象となり、特に三十人政権下で騎兵に登録されていた（あるいはそう見なされた）者は強い非難を受けた²⁵⁾。

だがデクシレオスは三十人政権時には10歳の子供であり、実際には騎兵に登録されることはなかった。この事実を踏まえるならば、彼の生まれた年の墓碑への明記には、デクシレオスが反民主政の立場をとっていなかったことをアテナイ住民にアピールする狙いがあったと考えることができるよう²⁶⁾。没年に関しても同様の解釈が可能である。コリントス戦争に従軍し、ポリスの共通の敵であるスパルタに対抗し戦死した事実は、デクシレオスそして彼の家族が復活民主政を支持する立場にあることをアピールするまたとない契機であったと思われる。供物として捧げられた赤絵式のワイン用ジャグに描かれていたのが「僭主殺害者」の像であったことも、この意味で示唆的である²⁷⁾。

次に、騎兵像が持つ意味について検討しよう。デクシレオスの墓碑の騎兵像が何を参考に作成されたのかについては定かではないが、彼を含む複数の騎兵のために国葬墓地に設置された戦没者リストのモニュメントには、デクシレオスの墓碑の場合と同様に、騎兵が敵方の歩兵を打ち倒すシーンの浮彫が施されていたと考えられる点に注意したい²⁸⁾。先に述べたように復活民主政下において富裕層は憎悪の対象となっていた。こうした中でコリントス戦争は、スパルタ側を共通の敵として全市民の結束を高める好機であった²⁹⁾。騎兵を国葬墓地に埋葬し、彼らを記念するモニュメントを

設置した狙いは、騎兵の供出母体である市民の富裕層もまたアテナイ民主政支持であることを示し、市民団の結束を強固なものとするににあったと思われる。騎兵が敵の歩兵を打ち倒すシーンは、それを視覚的に訴える効果があったと考えることができよう。この点を踏まえるならば、デクシレオスの墓碑の騎兵像にもまた、生没年を銘文として刻むことと合わせて、デクシレオスとその家族が復活民主政の支持者であることをアピールする狙いがあったと推測される。

以上見てきたように、デクシレオスの墓碑は、前 5/4 世紀の世紀転換期の混乱を背景に揺らいでいる自分たちの立場を安定させようとするデクシレオスの家族の想いを示唆している。だが彼の墓碑の騎兵像からは、デクシレオスが単に民主政に忠実であること以上に、個人としてポリスのために積極的に貢献した英雄であることを彼の家族が強調しようとした可能性も窺える点に注意したい。

そもそもアルカイック期には、戦死者の埋葬はその家族によって行われ、被葬者はエリート（富裕）層の徳である勇敢さ・武勇（アレテ）を体現する英雄的な存在として、しばしばモニュメントによって記念された。そして設置されたモニュメントは、戦死者を讃えるのみならず、それが道行く人々によって見られることで、彼が属する家族の名声を高める結果をもたらしたと考えられる³⁰⁾。管見の限り、一時的に墓碑が消失するまでに、戦没や戦争での勇敢さに言及している事例は 3 例確認される³¹⁾。そして墓碑銘に戦死者であることに明確に言及していないため、それはあくまで被葬者が生前に勇敢な戦士であったことを表現しているというに留めるべきであろうが、戦士像を伴う墓碑は 10 例存在する³²⁾。

古典期に入り前 5 世紀前半に国葬墓地・国葬制度が整備されると、ポリスが独占的に戦死者を「英雄」として弔うようになる。戦没者リストでは基本的に、名前は個人の特定につながる父親と所属デモスの名を伴わずに、部族名の下に連なる形で記載されている事実³³⁾が象徴するように、戦没者は個人としてではなく、匿名の集団として記念された³⁴⁾。戦士像を伴う場合、そこに描かれている英雄は特定のだけかではなく、あくまで集団としての市民であった。こうした中で同時期には、被葬者個人を英雄として記念することを自制するかのごとく、彼らの武勇を表現するような戦士像や墓碑銘が消滅する³⁵⁾。

かかる歴史的状況を踏まえるならば、デクシレオスを騎兵として描く浮彫は、国葬墓において記念された騎兵の集団から彼を切り離し、アルカイック期に行われていたように個人の英雄として再び記念し直す行為でもあったと考えることはできないだろうか³⁶⁾。墓碑銘に生没年とコリントス戦争で戦死した事実を記すだけに留まらず、騎兵像の浮彫によりデクシレオスを記念した事実からは、単に民主政を支持する立場にあること以上のものを道行く人々に訴えようとする彼の家族の想いを読み取ることができるように思われる。供物として捧げられた赤絵式のワイン用ジャグの「僭主殺害者」の描写にもまた、民主政に貢献した個人の英雄としてデクシレオスを讃える狙いがあったとも解釈できよう。

デクシレオスの墓碑と同様の事例も存在する。それは、ケラメイコスではなく現在のアテネの北に位置するハランドリで発見され、デクシレオスのものに先行するフリュエ区民某の墓碑である。墓碑の浮彫は完全な状態ではないものの、そこには、デクシレオスの場合と同様に歩兵を打ち倒す騎兵のシーンが描かれている（図 3）³⁷⁾。そして浮彫の上側には、以下の銘文が刻まれている。

〈一部欠損〉友と全ての者たち、そして祖国は、私がいかに敵の内の多くの者を殺したのかを知っている。〈一部欠損〉どれほどの戦争の武勇の記念碑を打ち立てたのかの証言〔して〕。フ

リュエ区民〈一部欠損〉ロス³⁸⁾。

この韻文では、被葬者がアテナイのためにいかに戦功をあげたのかが強調されている。デクシレオスの墓碑は銘文で彼の武勲を語ることはなかったが、この事例からは、浮彫と墓碑銘の組み合わせでより明確に、被葬者を英雄として記念しようとするフリュエ区民某の家族の想いが窺われる³⁹⁾。

なお同時期には、富裕層に属し騎兵隊長の任を務めた市民ピウトロスが、戦争での勝利を記念しておそらくは歩兵を打ち倒す騎兵の一団の一人として自らが描かれている浮彫が施された記念碑⁴⁰⁾を奉納している点にも注意しておきたい。あくまで単独の騎兵ではなく騎兵団の一員として描かれていると考えられる点、またピウトロスが完全に私人としてではなく騎兵隊長という役職を勤め上げた立場から奉納を行っている点に注意が必要であるが、この奉納物は、死者だけではなく生者個人に関してもその武勲を誇り記念しようとする試みがなされるようになっていたことを示唆していよう⁴¹⁾。

それでは、これまで見てきたような、個人を戦争で活躍した英雄的な騎兵としてアピールする行為はどのような理念に基づくのだろうか。それはまさしく、馬場が指摘するような富裕層の新しい価値観と密接に関係していると思われる。これについては、デクシレオス同様に富裕市民でコリントス戦争の際に従軍した経験のあるマンティテオスの発言が示唆的である。彼は、評議員としての資格審査に疑義が呈された際に行った弁明（前 392 – 前 389 年の間）で、次のように述べている。

さて、私は他の遠征や守備任務のどれも失敗したことはなかったが、進軍する際には常に最前線に位置し、撤退する際には最後尾に属して任務を全うした。まったくもって、名誉心にあふれてしかも規律正しく市民の義務を果たそうとする者たちを識別するには、このようなことに基づいて行うべきであり〈以下略〉⁴²⁾

彼は、実戦において兵として求められる役割を粛々と実行するのではなく、自ら積極的に任務に関与したことを誇ったうえで、こうした積極性が市民に求められる旨を述べている。彼自身の場合、デクシレオスやフリュエ区民某とは異なり、従軍に際し騎兵として選ばれながらも、それを拒否して危険を顧みずに歩兵として参加したことに別の箇所⁴³⁾で言及している点に注意が必要であるものの、上述の主張からは、ポリスのために行動するという限りにおいて個人の名誉やそれを獲得しようとする人々の行動は肯定的に評価されるべきという考えを見て取ることができる。デクシレオスやフリュエ区民某を英雄的な騎兵として記念する行為の背景には、社会的名誉に対する富裕層のこうした考えがあったのではないだろうか。



図3：フリュエ区民某の墓碑
(ベルリン旧博物館蔵：Inv. Nr. 742：著者撮影)

第3章 墓碑における戦士の表現とその社会的意味

1 デクシレオスの墓碑は特殊か？

前章では、デクシレオスの墓碑の事例を手がかりとして、彼の家族がデクシレオスを英雄として記念しようとしたこと、その背景には個人の名誉の積極的な評価を求める富裕層の新しい市民像があった可能性を指摘した。

それでは、これはどれほど一般的であったのだろうか。デクシレオス、フリュエ区民某の墓碑やマンティテオスの証言が前 5/4 世紀の世紀転換期に属する事実を踏まえるならば、上述の新しい市民像の提示は一過性の出来事として解釈することも可能であろう。またデクシレオス、フリュエ区民某の墓碑の特殊性の如何を考える際に注意しなければならないのは、前 5 世紀末以降の墓碑が、アルカイック期のように被葬者を英雄化する契機などではなく、家族関係を表現し、家（オイコス）の美徳を讃えているようになってきていると指摘されている点である⁴⁴⁾。事実、再び墓碑がその姿を現すようになってから前 4 世紀後半に至るまで、戦士が他の家族と共に描かれているものが、戦士の表現の浮彫を伴う事例の大半を占めている（表）⁴⁵⁾。

しかしながら、戦士の表現はこれだけではない。例えば、二人の歩兵が並び立っている市民カイレデモスとリュケアスの墓碑（図 4）⁴⁶⁾のように、戦闘シーンのごとく武勇を強く想起させることはない一方で、戦士（+場合によっては小姓）のみで構成されているため、家の生活的一幕とは見なし難い事例が多数存在する（表）⁴⁷⁾。さらにデクシレオス、フリュエ区民某の墓碑と同様に戦闘のシーンが描かれている浮彫を伴う事例や、戦士像の浮彫を伴わずとも銘文の形で戦に言及している事例は、前 5/4 世紀の転換期以外の時期にも散見されるのである。

まず戦闘のシーンの浮彫については、表のとおり、前 5/4 世紀の世紀転換期にデクシレオスとフリュエ区民某の墓碑を含む 4 例が存在するが、その後も、前 4 世紀前半には 5 例、中葉に 3 例、後半に 5 例と継続的に確認される⁴⁸⁾。この事実を踏まえるならば、戦闘のシーンの浮彫を前 5/4 世紀の世紀転換期までにのみ確認される一時的な現象と見なすことはできないだろう。

加えて、戦闘のシーンも騎兵が攻撃をする、あるいはその構えを取るという構図に限定されおらず、騎兵を歩兵に置き替えた事例が散見される点にも注意したい。歩兵が敵方の兵にとどめを刺そうとするシーンの浮彫を持つ身分不明者の墓碑（図 5）⁴⁹⁾や、戦闘の構えを取るテゲア人リススの墓碑⁵⁰⁾が、被葬者を戦う歩兵として描いた最初期の事例である。表のとおり全体としては、前 5/4 世紀の世紀転



図 4：市民カイレデモスとリュケアスの墓碑
（ピレウス考古学博物館蔵：MH385：著者撮影）

表：墓碑における戦士の表現

年代 (紀元前)	浮彫				墓碑銘
	他の家族を伴う	戦士(+小姓)のみ (非戦闘状態)	戦闘シーン		戦に言及
			被葬者が騎兵	被葬者が歩兵	
5c中葉	0(0/0/0)	0(0/0/0)	0(0/0/0)	0(0/0/0)	1(0/1/0)
5c後半	1(0/0/1)	1(1/0/0)	0(0/0/0)	0(0/0/0)	2(0/2/0)
5c	1(0/0/1)	0(0/0/0)	0(0/0/0)	0(0/0/0)	0(0/0/0)
5-4c	2(0/0/2)	0(0/0/0)	0(0/0/0)	1(0/0/1)	0(0/0/0)
5/4c	23(4/0/19)	2(0/0/2)	2(2/0/0)	2(0/1/1)	6(3/0/3)
4c前半	31(7/3/21)	6(3/0/3)	2(1/0/1)	3(3/0/0)	5(3/0/2)
4c中葉	72(18/1/53)	4(1/0/3)	1(1/0/0)	2(0/0/2)	0(0/0/0)
4c後半	24(8/0/16)	8(3/1/4)	1(0/0/1)	4(3/0/1)	0(0/0/0)
4c	10(5/0/5)	3(2/0/1)	0(0/0/0)	1(0/1/0)	0(0/0/0)
4/3c	2(1/0/1)	0(0/0/0)	0(0/0/0)	0(0/0/0)	0(0/0/0)

※本表は、近代以降にその存在が確認されている墓碑のみを対象事例とする。

カッコ内の数字は、それぞれ、該当する市民、外国人、身分不明者墓碑の事例数である。

換期に2例、前4世紀前半に3例、中葉に2例、後半に4例確認される。このような歩兵の戦闘シーンの存在は、英雄化は騎兵であることではなく、あくまで兵士としての行為に由来していることを表している。前章で取り上げた、歩兵としての功績を誇るマンティテオスの想いも、これと同様に考えることができよう⁵¹⁾。

次に戦いに言及する墓碑銘について、ごく簡単に確認しておきたい(表)。その初出は、前5世紀中葉の、勇敢にも多くの敵を打ち倒し、アテナイの三部族を救援したことを誇るメガラ人ピュティオンの墓碑⁵²⁾である。戦士の浮彫に先行して現れる、戦いに言及した銘文はその後継続して登場し、前5世紀後半に2例、前5/4世紀の世紀転換期に6例(デクシレオス、フリュエ区民某の墓碑を含む)、前4世紀前半に5例確認される⁵³⁾。これらの墓碑銘では、武勇⁵⁴⁾や「勇敢であること(アリストウエイン)」⁵⁵⁾、獲得した栄誉(トロファイオン)⁵⁶⁾など様々な言葉によって被葬者の戦いでの功績が称えられており、ここからは戦闘のシーンの浮彫の場合と同様に被葬者個人の英雄化の意図が窺える。

以上、アッティカの墓碑における戦士の表現の事例について確認してきた。それを踏まえるならば、全体として類例が多数とは言えない点に注意が必要であるものの、デクシレオスやフリュエ区



図5：歩兵が敵の歩兵を打ち倒すシーンの墓碑浮彫(出典：C. W., Clairmont, *Gravestones with Warriors in Boston*, *GRBS* 13, Pl. 2-2)

民某の墓碑の事例は決して特殊ではなく、被葬者を英雄として記念しようとする人々の動きは、前 5 世紀中葉から徐々に見られるようになり前 4 世後半まで継続すると考えてよいだろう。

2 アテナイにおける戦士の英雄化と名誉をめぐる社会規範

それでは、前 5 世紀中葉から確認される被葬者を英雄として記念しようとする人々の動向は、社会的にどのような意味を持っていたのだろうか。個人を英雄として記念する行為は、前章で述べたように富裕層の新しい価値観と不可分の関係にあったと思われるが、それは単なる被葬者家族の独りよがりな想いの発露に終始するような類のものではなかった。少なくとも、かかる人々の想いを認める雰囲気社会的に醸成されつつあったことが推測され、また実際に当時の顕彰決議を刻んだ碑文などは、墓碑における戦士の英雄化と名誉をめぐる社会規範との間の密接な関係性を垣間見せてくれるのである。

まず注目したいのが、前 4 世紀に市民顕彰が増加する中で、当番評議委員（プリュタネイス）などの役職の任務と共に、しばしば戦争での貢献が顕彰の理由となっている事実である。その初出は市民ソフォクレスらに対する遠征での貢献を理由とした顕彰⁵⁷⁾であり、この事例を皮切りとして前 4/3 世紀の世紀転換期まで継続的に同様の事例が確認される⁵⁸⁾。これらの事例の大半は、エフェボイ（壮丁）やその監督官など制度上割り当てられた軍務を全うしたことに対する顕彰で、役職者への監視の意味合いも含んでいる点に注意が必要だが⁵⁹⁾、前 4 世紀以降、市民による戦争での貢献が評価されるようになっていたことは間違いない。

また、軍事的に著しく貢献した個人—主に将軍—が彫像の建立という最大の栄誉を伴う顕彰を受けた事例の存在も知られている。その最初の事例は前 394/3 年の将軍コノンに対する顕彰で⁶⁰⁾、彼の後もしばしば彫像建立により将軍が顕彰されたようである。デモステネスは前 352 年の弁論において、こうした現状について次のように語っている。

実際に、アテナイ人諸君、祖先たちは自分たちの偉勲のどれひとつをも、放棄しませんでした。サラミスの海戦は、テミストクレス一人のものではなく、アテナイ人のものであった、とだれもが言うでしょうし、マラトンの戦いはミルティアデイスだけではなく、アテナイというポリスの戦いであったと言うでしょうから。ところが今は、アテナイ人諸君、多くの人が、やれケルキュラをティモテオスが取ったの（前 374 年）、やれスパルタの兵団をイフィクラテスが薙ぎ倒したの（前 390 年）、やれナクソスの海戦にカブリアスが勝利したの（前 376 年）、と。どうやら諸君は不埒に各将軍を褒めちぎることによって、これらの勲ゆえの名誉を彼らに手渡してしまったのです⁶¹⁾。

このように、前 4 世紀前半には将軍の功績を讃える彫像の建立が断続的に行われていたのである。

上述のデモステネスの証言でさらに興味深いのは、以前は戦争の名誉は市民団全体に属していたのに対して、現在ではそれを特定の市民個人に帰するようになっていたと述べている点である。この証言は、前 4 世紀の初めから次第に戦争で活躍した市民個人を英雄として讃えることが一般に許容されるようになっていた事実を物語っており、まさしく、前 5/4 世紀の世紀転換に登場した、戦闘のシーンの浮彫を伴う墓碑から窺われる被葬者個人を英雄化しようとする、彼らの家族の姿勢と軌を一にしている。以上の点を総合するならば、少なくとも前 5/4 世紀の世紀転換期までに市民個人の名誉を場合によっては英雄的に讃えることを認める機運が社会的に高まっていたことを背景として、墓碑においても被葬者個人の英雄化が試みられるようになったと考えることができよう。

この問題と関連して、もう一つ留意すべき事実がある。それは、戦闘のシーンの浮彫を伴う墓碑（+前章で取り上げた、戦闘のシーンの浮彫を伴うピュトドロスの記念碑）の登場時期がコノン像の建立に先行していることである。前 5/4 世紀の世紀転換期に設置された戦闘のシーンの浮彫を伴う墓碑の内、同年に設置されたデクシレオスの墓碑以外は全て前 420 年から前 400 年の間に属している⁶²⁾。この事実を踏まえるならば、英雄的な存在として個人の栄誉を讃えることを求める想いが富裕層で高まり、彼らがそれをアテナイ住民にアピールするべく被葬者を雄々しく戦い敵を打ち倒した戦士として表現する墓碑を設置するようになる中で、こうした富裕層の想いに応えて、個人の戦功の度合いによっては彫像の建立という最大の栄誉を伴う顕彰が行われるようになった可能性を想定できるのではないだろうか⁶³⁾。ここに、名誉をめぐる社会規範に単に従うだけではなく、自分たちの価値観を公に示すことを通じて規範それ自体の構築に関与する人々の姿を見出せるように思われる。

次に注目したいのが、外国人墓碑に焦点を当てた場合、戦闘のシーンの浮彫や武勇を讃える銘文を伴う外国人墓碑の事例が前 5 世紀後半から世紀末までのペロポネソス戦争期に集中している事実である⁶⁴⁾。さらにこれらの事例の中でも特に、戦に言及する墓碑銘は市民の事例に明らかに先行しており、被葬者個人の英雄化や、名誉をめぐる社会規範の形成のプロセスへのメトイコイの関与を考えるうえで興味深い。馬場はこの現象について、メトイコイは市民とは異なり共同体のはざまに位置する存在するがゆえに、規制にとらわれずに死者を英雄として記念する行為に踏み出すことができたと評している⁶⁵⁾。だが実際には、市民の場合と同様に、外国人に対する社会的評価と戦士の表現を伴う外国人墓碑との間には密接な関係が見られ、それは、被葬者個人の英雄化に寄与する一方で、アテナイ社会から逸脱することなく、むしろ自らに対する社会的評価を踏まえて行動するメトイコイの姿を映し出してくれる。

以下では、外国人に対する戦争をめぐる社会的評価について具体的に見てゆきたい。戦いへの貢献を理由とした外国人顕彰の初出は、前 427/6 年にコロフォン人アポロファネスがアテナイ軍による遠征への協力を理由に顕彰された事例⁶⁶⁾で、同様の事例はその後にも継続して個人や国家を対象に多数確認される⁶⁷⁾。そしてそれから 10 年以上後には、国外の有力者ではなくメトイコイやアテナイを拠点に活動する外国人を対象に、戦争への貢献を理由とした顕彰が登場する。具体的には、前 414 年から前 412 年の間にメトイコイであるアンティオキデスとファノステネスが三段櫓船用のオールを輸入を理由に、そして前 410 年から前 407/6 年の間に富裕商人だったと思われるアカイア人リュコンが戦争で何らかの（おそらくは商人としての立場での）貢献により顕彰されている⁶⁸⁾。

上記の事例は、あくまで戦士としての貢献を理由とした顕彰ではないが、ペロポネソス戦争期におけるメトイコイによる従軍を証言し、またそれを市民が評価していたことを示唆する史料も確認される。トゥキュディデスによれば、ペロポネソス戦争期におけるポリスの防衛においてメトイコイが不可欠な要素となっていた⁶⁹⁾。そしてかかる状況を反映して、彼らを「ポリスの守り手」として評価し、その現実を観客に認めさせようとするかのような言説が、同時期の悲劇に確認されるようになる⁷⁰⁾。

このように、ペロポネソス戦争期には、メトイコイやアテナイを拠点に活動する外国人の戦争への貢献を讃えようとする機運が高まっていた。そして場合によっては、メトイコイの実際の軍役も称賛の対象となっていた可能性があるのである。外国人の武勲を讃える墓碑が数は少ないもののペロポネソス戦争期に集中的に確認できる事実は、上述の社会情勢を背景に、被葬者の家族が彼らを英雄的な存在として記念しようとした可能性を示していよう。被葬者個人の英雄化が市民の事例に

先行して外国人墓碑に見られるとしても、それは決して社会からの逸脱を示す現象などではなかったのである。

同様のことは、ペロポネソス戦争後の状況からも確認できる。戦争を理由とした外国人顕彰自体はペロポネソス戦争後も継続するものの、軍務は政治と共に市民が担うべきという考え⁷¹⁾が戦後再び強調されるようになったのか、メトイコイやアテナイを拠点に活動する外国人を対象としていると確定できる戦争関連の顕彰は、終戦直後の民主政復興に貢献した外国人に対する顕彰⁷²⁾を最後に前4世紀後半まで途絶える。その代わりに、先述のとおり戦争への貢献を理由とした市民顕彰が増加する。こうした情勢に合わせるかのように、前4世紀後半になるまで被葬者を英雄的な戦士として表現する外国人墓碑は全く見られなくなるのである⁷³⁾。この現象は、市民と外国人の間の役割の違い―「市民の領分としての兵役」―が強く意識されており、さらにはそれがメトイコイの行動を抑圧したことを表しているとも解釈できる点に注意が必要であるが、少なくとも彼らがアテナイの社会規範に一定の配慮をして行動していたことを物語っているのは間違いない。

以上見てきたように、メトイコイもまた市民同様に、あくまでアテナイの住民として社会に向き合って行動しており、その中で一時的ではあるものの被葬者個人の英雄化に関与したのである。

おわりに

これまで、墓碑における戦士の表現に注目して、名誉をめぐる社会規範へのアテナイ住民の関わりについて見てきた。その結果、墓碑における戦士の表現と名誉をめぐる社会規範との間の相互関係が浮かび上がってきた。

墓碑を通じて被葬者個人を英雄的に讃えようとする、主に富裕層に見られる動向は、顕彰碑文が示唆するようにそれを良とする社会的な機運の高まりを背景として登場した。さらに、私的に個人を英雄的に讃えようとする行為自体が、戦争で功績を挙げた人物を場合によっては英雄として顕彰することを助長した可能性も示された。そしてメトイコイについても、時として市民との間の違いが社会の中で強調されるものの、彼らもまた、社会の逸脱者ではなくあくまでアテナイに生きる者として、名誉をめぐる社会規範に向き合う姿が確認された。今回は「戦い」というテーマに限定した考察であるが、それによって得られた成果は、マンティテオスが自身の弁明において述べたようなポリスへの積極的な貢献の評価を求めるアテナイの住民個々人の想いが、前4世紀以降にその姿を現した個人の名誉を積極的に評価する社会規範の構築・実質化に寄与する実態の一端を明らかにしているのである。

注

- 1) 前4世紀におけるポリス・レベルでの市民顕彰の増加については、橋本資久「紀元前4世紀アテナイにおける対市民顕彰」『西洋古典学研究』47、1999年、23-31頁を参照。
- 2) この問題については、特に D. Whitehead, *Competitive Outlay and Community Profit: Philotimia in Athens*, *C&M* 34, pp. 55-74; do., *Cardinal Virtues: The Language of Public Approbation in Democratic Athens*, *C&M* 44, pp. 37-75 を参照。なお文献・史料の略号は *OCD*⁴ (Oxford Classical Dictionary, Fourth Edition) に基づく。そこに記載のない文献については適時、略記方法に言及する。
- 3) 規制という点を強調する場合、その証拠として、前6世紀末頃に―おそらくクレステネスにより―導

入された薄葬令がしばしば取り上げられる (ex. D. C. Kurtz, *Athenian White Lekythoi*, Oxford, 1975, xix; J. Bazant, *Entre la croyance et l'expérience: le mort sur les lékythes à fond blanc*, *Iconographie Classique et identités regionals* (BCH Suppl.14), 1986, p. 40)。

他方で、このように一つの法のみによって墓碑の減少を説明することについては批判が出ており、この場合には墓碑の設置を富裕層に自制させしめた当時の社会・文化的な環境の解明に焦点が当てられる。その際に決定的な出来事として取り上げられるのが、前5世紀前半に整備されたと考えられている戦没者ための国葬墓地 (デモシオン・セマ)・国葬であり、国葬墓・国葬を通じてポリスが独占的に戦死者の集団を英雄として弔うようになる中で、富裕層の間で亡くなった個人を英雄として讃える行為が差し控えられるようになったとされる。この見解については、H. A. Shapiro, *The Iconography of Mourning in Athenian Art*, *AJA* 1991, p. 646、馬場恵二「古代ギリシアの戦没者国葬と私人墓」『駿台史学』93、1995年、68頁、篠塚千恵子『死者を記念する—古代ギリシアの墓辺図研究—』中央公論美術出版、2017年、336頁を参照。

- 4) この問題については、拙稿「古典期アテナイにおける市民団の一体性と平等性の確立—民主政成立の画期をめぐる—」『奈良史学』29、2012年、126-27、133-34頁を参照。
- 5) 浮彫を伴う墓碑については、前5世紀中葉のものとされるものが残っているが、管見の限り、浮彫の全体像を把握できる事例は1例 (Conze (=A. Conze *Die attischen Grabreliefs*, 4 vols., Berlin 1893-1922) 36) のみである。
- 6) E. A. Meyer, *Epitaphs and Citizenships in Classical Athens*, *JHS* 113, 1993, pp. 112-13.
- 7) *Ibid.*, pp. 113-15.
- 8) R. Osborne, *Law, the Democratic Citizen and the Representation of Women in Classical Athens*, *Past & Present* 155, 1997, pp. 29-31; cf. W. E. Closterman, *Family Ideology and Family History: The Function of Funerary Markers in Classical Attic Peribolos Tombs*, *AJA* 111-4, pp. 648-49.
- 9) 以上の Bergemann の見解については、特に J. Bergemann, *Demos und Thanatos: Untersuchungen zum Wertsystem der Polis im Spiegel der attischen Grabreliefs des 4. Jahrhunderts v. Chr. und zur Funktion dergleichzeitigen Grabbauten*, München, 1997, pp. 69-130 を参照。
- 10) Aristot. [*Ath. Pol.*] 55.3.
- 11) Closterman, *op. cit.*
- 12) K. Stears, *The Times They Are A' Changing: Development in Fifth-Century Funerary Sculpture*, in: *The Epigraphy of the Death: Studies in the History and Society of Greece and Rome*, G. J. Oliver (ed.), Liverpool, 2000, p. 51; cf. I. Morris, *Everman's Grave*, in: *Athenian Identity and Civic Ideology*, A. L. Boegehold and A. C. Scafuro (eds.), Baltimore and London, pp. 76-83.
- 13) 馬場、前掲論文、82-91頁。
- 14) Meyer, *op. cit.*, p. 111. 多くの場合、外国人墓碑に刻まれた被葬者の名前は出身地名 (エトニコン) を冠していた。
- 15) Bergemann, *op. cit.*, pp. 131-50.
- 16) 馬場、前掲論文、82-85頁。
- 17) 拙稿「前4世紀以降のアテナイにおける外国人の社会進出と自己表現」『西洋古典学研究』62号、2014年、59-61頁。
- 18) Dem. 40.52.
- 19) *IG II³* 4, 63.5.
- 20) *IG II²* 5222; cf. CAT (=Clairmont, C. W., *Classical Attic Tombstones*, 9 vols, Kilchberg, 1993-95) 2.131 (Pl.). Clairmont の復元に関しては注 28 を参照。
- 21) 墓碑に施された浮彫の詳細については CAT 2.209、銘文については *IG II²* 6217 を参照。
- 22) U. Knigge, *The Athenian Kerameikos: History – Monuments – Excavations*, Berlin, 1991, pp. 111-13.
- 23) D. Marchiandi, *I periboli funerari nell' Attica classica: lo specchio di una 'borghesia'*, Paestum, 2011, W.Ker.vt.14.
- 24) *IG II²* 6217. () は著者の補足説明、[] は補いを表す。

- 25) Lys 16, 26.10; Xen. *Hell.* 3.1.4.
 - 26) RO 7, Commentary.
 - 27) N. T. Arrington, *Ashes, Images, and Memories: The Presence of the War Dead in Fifth-Century Athens*, Oxford, 2015, p. 233.
 - 28) Clairmont は、Albani Relief の名で呼ばれている、騎兵が敵方の歩兵を打ち倒すシーンの浮彫がモニュメントに再利用された、もしくはそのコピーが用いられた可能性を指摘している (CAT 2.131, Commentary)。この仮説をそのまま採用することには躊躇を感じるが、デクシレオスが亡くなった前 394/3 年にコリントスとネメアで戦死した者を記念した戦没者リストのモニュメント (IG II² 5221) に類似するシーンの浮彫が施されている—この場合には、騎兵と協力して敵方の歩兵を打ち倒す歩兵も描かれている—事実を踏まえるならば、デクシレオスを含む騎兵の戦没者を記念するモニュメントにも騎兵が敵方の歩兵を打ち倒すシーンの浮彫が施されていた可能性は十分ある。
 - 29) Memorial of Athenian Cavalry Killed in the Corinthian War (394 BC), Commentary, in: *Attic Inscription Online*. <https://www.atticinscriptions.com/inscription/IGII2/5222> (Last Viewed: 06/01/2019).
 - 30) Arrington, *op. cit.* pp. 27-30.
 - 31) 墓碑銘のみ: IG I³ 1194bis (前 575- 前 550 年?). 青年像を伴う (もしくは元々は像が存在): IG I³ 1200 (前 550- 前 530 年), IG I³ 1240 (前 540- 前 530 年?). ※被葬者は全て市民。
 - 32) 戦士像を伴う事例—市民: IG I³ 1196 (前 6 世紀中葉), 1256 (前 510 年?). 身分不明者: Conze 3 (前 550- 前 520 年), 4 (前 530- 前 500 年), 7 (前 550- 前 525 年), 10 (前 530- 前 500 年), 14 (前 530- 前 500 年), 15 (前 530- 前 500 年), 19 (前 575- 前 545 年); IG I³ 1274ter (前 540 年? ※戦に言及した可能性あり)。
 - 33) これについては、IG I³ 1142-1193bis (1. MONUMENTA PUBLIKA) を参照。
 - 34) Arrington, *op. cit.*, pp. 12-23.
 - 35) 国葬墓地・国葬制度の成立と富裕層の「墓碑の贅沢」に対する自制の関係をめぐる議論については、注 3 を参照。
 - 36) cf. R. Osborne, *Democratic Ideology, War and Attic Funerary Sculpture*, in: *War, Democracy and Culture in Classical Athens*, D. M. Prichard (ed.), Cambridge, 2010, p. 252.
 - 37) CAT 2.130.
 - 38) IG II² 7716.
 - 39) この墓碑は少なくとも三十人僭主の時代に遡るものと考えられており (ex. 前 5c 末 (IG II² 7716 by Kirchner)、前 420 年頃 (Arrington, *op. cit.*, p. 230)、前 410 年代 (Morris, *op. cit.*, p. 82))、それを踏まえるならば、デクシレオスの家族のように、必ずしも民主政への忠誠を強くアピールする必要に迫れていなかったと考えられる点も重要である。
 - 40) IG I³ 999 (前 425- 前 400 年)
 - 41) cf. Osborne, *op. cit.*, pp. 256-57; Arrington, *op. cit.*, pp. 194-95.
 - 42) Lys.16.18.
 - 43) *Ibid.*, 13.
 - 44) S. C. Humphreys, *The Family, Women and Death: Comparative Studies*, 2nd ed., Ann Arbor, 1993, pp. 79-134; H. A. Shapiro, *The Iconography of Mourning in Athenian Art*, *AJA* 95, p. 649.
 - 45) 事例は、以下のとおりである。※今回、墓碑銘が断片的にでも存在する事例、もしくは浮彫の構成がある程度はつきりしている事例のみを分析の対象としている。また略記については、次を参照。Sholl= A. Scholl, *Die attischen Bildfeldstelen des 4 Jhs. v. Chr.: Untersuchungen zu den kleinformatigen Grabreliefs im spätklassischen Athen*, Berlin, 1996; ΣΕΜΑ=B. N. Μπαρδάνη και Γ. Κ. Παπαδόπουλος, *Συμπλήρωμα των Επιτύμβιων Μνημείων της Αττικής*, Αθήναι, 2006; Posamentir= R. Posamentir, *Bemalte Attische Grabstelen klassischer Zeit*, München, 2006.
- 市民—5/4c: IG I³ 1292; IG II² 12658, 12967; CAT 3.141. 4c 前半: IG II² 5601, 6103, 6573, 6905, 7058; ΣΕΜΑ 1969, 2556. 4c 中葉: IG II² 5497, 5498, 5499, 6309, 6345, 6355, 7395+11207, 7504, 7799, 7825, 7833a, 10700; SEG 57.209, 61.181; ΣΕΜΑ 65, 544a, 638, 1998. 4c 後半: IG II² 5376, 6095, 6437, 6449, 7135, ; ΣΕΜΑ 70, 831 (=IG II² 11707), 2299 (別途、戦闘シーンの浮彫も伴う). 4c: IG II² 5798, 6300, 7838; SEG 57.225; ΣΕΜΑ 470.

- 4/3c: *IG* II² 6896. 外国人—4c 前半: *IG* II² 9110, 9143; *ΣEMA* 1417. 4c 中葉: *IG* II² 11193. 身分不明者—5c 後半: *IG* II² 11306. 5/4c: *IG* II² 10751/2; 12128, 12509, 12640, 12717; *ΣEMA* 2172, 2398, 2520; *CAT* 2.158, 2.180, 2.197, 2.630, 2.651, 3.171, 3.694, 4.180, 4.650, 4.690; Posamentir 22. 5c: *IG* I³ 1315bis. 5-4c *CAT* 166, 251. 4c 前半: *IG* II² 11338a, 12708; *CAT* 2.241a, 2.232, 2.267a, 2.279b, 2.791, 2.889 (戦士を伴わない家族のシーンの浮彫とは別に、歩兵と小姓のみのシーンの浮彫を伴う), 3.209, 3.209a, 3.282a, 3.217, 3.727, 3.791, 4.238, 4.239, 4.281; *ΣEMA* 1478, 1976, 2114, 2352. 4c 中葉: *IG* II² 10603, 10631, 10787a, 10911a, 11728, 11875, 12166, 12293a, 12427a, 12528, 12641/2, 12729, 12935, 12962; *ΣEMA* 1604, 1864, 2035, 2127, 2171, 2337, 2458, 2489; *CAT* 2.303a, 2.308b, 2.311c, 2.329, 2.331, 2.333, 2.367d, 2.381c, 2.382, 2.391b, 2.812, 2.837, 2.841, 2.847b, 2.849b, 2.879a, 2.887a, 2.892b, 3.348c, 3.350b, 3.354c, 3.363b, 3.377, 3.378, 3.385d, 3.387b, 3.393c, 3.396c, 4.332, 4.352; Scholl 506. 4c 後半: *IG* II² 12947; *ΣEMA* 1825/6, 3407; *CAT* 213, 2.414b, 2.415b, 2.420c, 2.427a, 2.437a, 2.871a, 2.930, 2.931, 2.932, 3.365b, 3.418a, 3.453. 4c: *IG* II² 10612, 10702, 11341 (=11988), 11501, 12177. 4/3c: *ΣEMA* 2167.
- 46) *IG* I³ 1314 (前 420 – 前 410 年?).
- 47) 事例は、以下のとおりである。※ゴシック体 (太字) は被葬者が歩兵の、それ以外は特に注記がない限り騎兵の事例である。
市民—5c 後半: *IG* I³ **1314**. 4c 前半: *IG* II² **5261**; *ΣEMA* **549, 550**. 4c 中葉: *IG* II² 6861. 4c 後半: *IG* II² 7016, 12523; *ΣEMA* 835. 4c: *IG* II² 5574; *ΣEMA* **29**. 外国人—4c 後半: *IG* II² 8370. 身分不明者—5/4c: *IG* II² **10593, 11641**. 4c 前半: *IG* II² 11114 (※三段櫓船搭乗の歩兵); *CAT* 1.209, **2.889** (別途、家族のシーンの浮彫も伴う). 4c 中葉: *IG* II² **11366**, 12491; *CAT* **1.374**. 4c 後半: *ΣEMA* 2263; *CAT* **1.956, 1.970, 2.490**. 4c: *IG* II² **12103**.
- 48) 事例は、以下のとおりである。※ゴシック体 (太字) は、被葬者が歩兵の事例である。市民—5/4c: *IG* II² 6217, 7716. 4c 前半: *IG* II² 5391, **6480, 7612**; *ΣEMA* **2413**. 4c 中葉: *ΣEMA* 438. 4c 後半: *IG* II² **5462, 6244a (=10751/2)**; *ΣEMA* **2299** (別途、家族のシーンの浮彫も伴う). 外国人—5/4c: *IG* I³ **1371bis**. 4c: *IG* II² **9138**. 身分不明者—5/4c: *CAT* **2.192**. 5-4c: *CAT* **288**. 4c 前半: *CAT* 2.213. 4c 中葉: *IG* II² **11355**; *CAT* **2.393**. 4c 後半: *CAT* 2.412b, **2.413**. なお今回分析の対象としていない事例で、戦闘のシーンが描かれていた、もしくはその可能性がある事例は次のとおりである (※全て身分不明者)。4c 前半: *Agora* XXXV 134, 191 (?); 4c 中葉: *Agora* XXXV.136, 137, 138.
- なおパウサニ阿斯 (Paus. 1.29.6) は、戦う騎兵像の浮彫を伴う市民メラノポスとマカルタトスの墓碑の存在に言及している。元々この墓碑は前 457 年のタナグラの戦いの戦死者のものと考えられてきたが、後にメラノポスの名前を刻む墓碑 (*IG* I³ 1288: 前 410 年?) が 1934 年にアゴラで発見されると状況は一変する。現在では、アゴラで発見されたこの墓碑をパウサニ阿斯が言及しているものと同定して、メラノポスとマカルタトスを前 457 年ではなく前 410 年頃に生じた別の戦いの戦死者と見なす見解が一般的になっている (S. C. Humphreys, *Kinship in Ancient Athens: An Anthropological Analysis*, Oxford, 2019, p. 1072 n. 99; cf. Arrington, *op. cit.*, p. 227 n. 49)。ただし、前者の説の場合には墓碑は現存しないことになり、また後者の説の場合も双方の墓碑の同定は推測の域を出ないため、本稿では事例としてカウントしていない。
- 49) *CAT* 2.192 (前 420- 前 400 年).
- 50) *IG* I³ 1371bis (前 410 年頃).
- 51) ただしマンティテオスが、騎兵としての従軍が歩兵のように危険を冒すことなく安全を確保する行為であると一般に認識されているため、騎兵の名簿からの自身の名前の削除を申し出たと述べている点に注意したい (Lys 16.13; cf. Lys 14.7, 14)。このことと、戦う歩兵の浮彫の事例が騎兵のそれよりも数の点で上回る事実を踏まえるならば、墓碑における戦う歩兵のシーンの浮彫は、騎兵に対して人々が持つ負のイメージを回避しつつ、被葬者の英雄的な戦士としての名誉を人々にアピールするための一つの選択肢であったと考えることができるかもしれない。
- 52) *IG* I³ 1353 (前 446/5 年).
- 53) 事例は、以下のとおりである。市民—5/4c: *IG* I³ 1288 (復元によるが、「勇敢であること」に言及した可能性あり); *IG* II² 6217 (騎兵の戦闘シーンの浮彫を伴う), 7716 (騎兵の戦闘シーンの浮彫を伴う). 4c 前半:

- IG* II² 6004 (現存しないが、ペイントで何らかの像が描かれていた), 6859 (現存しないが、ペイントで何らかの像が描かれていた); *ΣΕΜΑ* 148 (蛇を捕まえる鷲の浮彫を伴う). 外国人—5c 中葉: *IG* I³ 1353. 5c 後半: *IG* I³ 1361, 1381. 身分不明者—5/4c: *IG* I³ 1288bis; *IG* II² 10593 (歩兵の浮彫と共に、銘文では戦において多くの勇敢さの記念碑を残したことに言及); *ΣΕΜΑ* 2607 (? ※断片的だがアレシと祖国に言及した可能性あり). 4c 前半: *IG* II² 10780, 10998 (別れの握手のシーンの浮彫を伴う).
- 54) *IG* II² 6004, 7716, 10593.
- 55) *IG* I³ 1288, *ΣΕΜΑ* 148.
- 56) *IG* II² 6004.
- 57) *IG* II² 75 (前 387/6 年以前).
- 58) 事例は、以下のとおりである (※ポリス・レベルでの顕彰に限る)。5/4c: *IG* II² 75 (ソフォクレスら複数). 4c 前半: *IG* II² 40 (市民テオポンボスら複数). 4c 中葉: *IG* II² 207 fr. b (使節団). 4c 後半: *IG* II² 379 (将軍個人), 1155 fr. b.1-6 (部隊長と部隊のメンバー), 1156.36-44 (エフェボイと監督官); *SEG* 22.97 (徴兵軍人複数), 39.110 (エフェボイ?). 4/3c: *IG* II² 457+3207 (政治家), 478 (エフェボイ、教育官、監督官、体育教官), 492 (マケドニア王の側近), 500 (部隊長), 509 (騎兵長官、監督官), 556+*SEG* 33.111 (エフェボイ、教育官、監督官), 585 (教育官); *IG* II³ 1, 849 (遠征軍), 857 (将軍個人).
- 59) この問題については、橋本、前掲論文を参照。
- 60) Dem. 20.70.
- 61) Dem. 23.198 (木曾明子訳※一部改変。また、() の補足は著者による)。
- 62) *IG* I³ 1371bis (前 410 年頃); *IG* II² 7716 (前 420- 前 410 年); *CAT* 2.192 (前 420- 前 400 年)。
- 63) cf. Osborne, *op. cit.* pp. 264-65.
- 64) *IG* I³ 1361 (前 431- 前 421 年 ※銘文のみ), 1371bis (前 420- 前 400 年 ※戦闘シーンの浮彫), 1381 (前 431- 前 403 年 ※銘文のみ). 外国人墓碑における戦士の表現の事例全体については、注 45、47、48、53 を参照。
- 65) 馬場、前掲論文、84 頁。
- 66) *IG* I³ 65.
- 67) 事例は、以下のとおりである。※ゴシック体 (太字) はメトイコイ、もしくはアテナイを活動の拠点とした外国人が被顕彰者となる事例である。また略記については以下のとおりである。Osborne=M. J. Osborne, *Naturalization in Athens*, 4 vols, Brussels, 1981-1983; Engen=D. T. Engen, *Honor and Profit: Athenian Trade Policy and the Economy and Society of Greece, 415-307 B.C.E.*, Ann Arbor, 2010.
- 5c 後半: *IG* I³ 65, 73 (亡命?), 96 (寡頭政の打倒), 97, **174**, 228; *SEG* 51.67. 5/4c: *IG* I³ 101, 103, 106 (亡命), 116, 117, 125, , **182**; Osborne D8, D9 (亡命), **T20**; RO 4. 4c 前半: *IG* II² 23, 24, 142, 187; *SEG* 59.102; RO 31; 4c 中葉: *IG* II² 118, 130 (亡命?), 133; 207 fr. a; *IG* II³ 1, 390; *SEG* 3.83; RO 38, 44. 4c 後半: *IG* II² 448, 545 (亡命); *IG* II³ 1, **283**, 313, 316 (亡命), 317, 333, **352**, 358, 361, 403, 413, **418**, **419**, 420, 466 (亡命?); *SEG* 21.312; *Agora* XVI 104; Engen 29 (D 22); Osborne D29, **D37**, D38, D42. 4/3c: *IG* II² 470, **479**, 491, 493, 498, **505**, **554**, 557, 559, 561, **715**; *SEG* 36.164, 36.165, **52.103** (公有奴隷); Osborne D43, D47, **D50**, D51.
- 68) それぞれ、*IG* I³ 174 と *IG* I³ 182。
- 69) Thuc. 2.13, 31. また遠征に際してもメトイコイを含む外国人が重要な役割を担っていたことについては、Thuc. 4.90, 94 を参照。
- 70) エウリピデス『ヘラクレスの子供たち』(前 429 年) やソフォクレス『コロノスのオイディプス王』(遺作: 前 401 年上演) は、前者の場合はエウリュステウスが、後者の場合にはオイディプス王が劇の後半において、アテナイにおいてメトイコイになる際に「ポリスの守り手」となることを宣言するという構成をとっている。Bakewell (G. Bakewell, Εὐνοὺς καὶ Πόλει Σωτήριος / Μέτοικος: Metics, Tragedy, and Civic Ideology, *Syllecta Classica* 10, 1999a, pp. 56-7, 64) は、この劇の筋にはペロポネソス戦争におけるメトイコイの軍事的役割が反映されており、観客にその現実を認識させて彼らに名誉を与えようとする作者の意図があったと主張する。
- 71) ex. Aristot. *Pol.* 1329a31. 市民が少なくとも建前上従軍をある種の特権と見なしていたことは、外国人顕

彰でしばしば従軍が「権利」として付与されている事実 (ex. *IGII*³ 1, 302, 352, 439) から窺える。

72) Osborne T20 (前 402- 前 401 年); RO 4 (前 402- 前 401 年). メトイコイ及びアテナイを拠点として活動する外国人に対する顕彰事例の全体については、注 67 を参照。

73) 前 4 世紀後半には、被葬者であるアルゴス人メネスを単独の騎兵として描いた浮彫を伴う墓碑 (*IG II*² 8370: 前 320 年頃) が登場する。

(本学非常勤講師)